

清新北ハイツの規則

管理事務所 執務 1月4日から12月28日まで

午前9時から午後5時30分まで(除く、午前12時から午後1時まで)

電話 03-3878-1220 FAX 03-3878-1254

- 1 この規則は、重要事項である。
- 2 規則類は、日本語文書を正式とする。この文書は、その抄訳である。
- 3 この文書において、所有者とは同居する者及び賃貸借入居者を含む。
- 4 所有者は、管理費その他の費用を支払うこと。
- 5 所有者は、その所有部分を住宅として使用すること。他の用途に使用してはいけない。
- 6 所有者は、住宅をシェアハウスにすることや、不特定の者を宿泊させてはいけない。
- 7 所有者は、共用部分や土地を本来の用途以外に使用してはいけない。
- 8 所有者は、その所有部分の増築や改築をおこなってはいけない。
- 9 所有者は、建物の主要構造物へ損傷を与えてはいけない。
- 10 所有者は、共有地の個人使用をおこなってはいけない。
- 11 所有者は、管理組合の許可前に住宅の修繕やリフォームをおこなってはいけない。
- 12 所有者は、小鳥、魚類及び補助犬以外の動物を飼育してはいけない。
- 13 所有者は、近隣の迷惑となる騒音、悪臭、煤煙等を発してはいけない。
- 14 所有者は、管理組合が定めたごみの区分、ごみ出し方法や洗濯用水の排水方法を守らなければならない。
- 15 所有者は、バルコニーの手摺に植木鉢を置いてはいけない。
- 16 所有者は、バルコニーに土を入れて花壇や畑を造ってはいけない。
- 17 所有者は、管理組合が様式を定めた居住者名簿を作成し、管理事務所へ速やかに提出すること。記載内容に変更があったときも届け出ること。
- 18 所有者は、自動車又はオートバイを団地内の駐車場を使用し保管するときは、管理組合と契約し保証金を預け、月単位の使用料を支払うこと。
- 19 所有者は、本人又は来訪者が前項の契約車両以外の車両を団地内の臨時駐車場を利用するときは、管理事務所の許可を得てその都度使用料を使用料を支払うこと。
- 20 所有者及び来訪者は、許可した場所以外に駐車や駐輪をしてはいけない。
- 21 所有者は、自転車所有又は使用するときは、管理事務所へ届け出て、決められた登録料を支払うこと。
- 22 所有者は、住戸を反社会的勢力やその構成員へ譲渡又は貸与してはならない。
- 23 所有者は、住戸を譲渡又は貸与するときは契約書に管理組合が定めた事項を契約解除事由として明記しなければならない。

2022年12月